

様式第2号（第3条関係）

三芳町第5期障がい福祉計画（案）についてに対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件： 三芳町第5期障がい福祉計画（案） について		
担当課：福祉課	メールアドレス：fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	8件	
対応状況	原案に提出された意見を一部追加・修正	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
計画（案）46ページ「自立支援協議会相談支援部会の活用」のところに、高次脳機能障害についても「サービス提供体制の整備が遅れている方々」に含めていただき、モデル事業の成果やその後の支援普及事業などを活用し、高次脳機能障害の疑いのある方を早期に発見し、早期対応で精神障害としての診断につなげ、さらに診断後、医療から社会復帰までの切れ目のない支援ができる体制の整備について検討していくことを記してください。	原案を意見のとおり修正します。	自立支援協議会相談支援に、「高次脳機能障がい」を追加表記させていただきます。
計画（案）45ページ「コミュニケーション支援事業」のところ 高次脳機能障害も意思疎通支援策の検討対象に位置付けてください。	原案を意見のとおり修正します。	「高次脳機能障がい」を追加表記させていただきます。
計画（案）73ページ「意思疎通支援事業」、75ページ「③意思疎通支援事業」のところに意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれること、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。	原案のとおり対応します。	各事業において個別に合わせた具体的な支援を行っています。

<p>計画（案）53 ページ「精神障がい者の医療の充実」のところに高次脳機能障害の早期発見・早期対応について記してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>本計画の5 ページに記した計画の対象と範囲に（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）としており、障がい者等の等を含むと考え原案のとおりといたします。また、実際の事務の中で対応してまいります。</p>
<p>計画（案）54 ページ「基本目標4 障がい児支援の充実」、71 ページ「(5) 障がい児通所支援」、72 ページ「(6) 障がい児相談支援」、78 ページ「(5) 障がい児支援の提供体制の整備」のところへ、小児の高次脳機能障がいへの具体的な支援策を記してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>各事業において個別に合わせた具体的な支援を行っています。</p>
<p>計画（案）73 ページ「(1) 地域生活支援事業」のところに高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>障がい者相談支援事業において個々の状況に合わせてご相談に対応しています。</p>
<p>計画（案）76 ページ「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところの「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障がい（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>本計画の5 ページに記した計画の対象と範囲に（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）としており、障がい者等の等を含むと考え原案のとおりといたします。</p>
<p>計画（案）77 ページ「(3) 地域生活支援拠点等の整備」のところへ、高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>個々の状況に合わせてご相談に対応しています。</p>